

平成15年4月1日

施行

改正 令和7年6月25日

目的

第1条 この要綱は、八王子市長(以下「市長」という。)が、文化財保護法(昭和25年5月30日法律第214号)及び東京都文化財保護条例(昭和51年東京都条例第25号)、並びに八王子市文化財保護条例(昭和52年八王子市条例第6号)(以下「条例」という。)の規定による文化財の保存及び活用等に関する事業に関し、補助金等を交付する場合において、条例及び補助金等の交付の手續等に関する規則(昭和35年八王子市規則第19号)(以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

補助対象文化財、補助事業等、補助事業者等

第2条 この補助金等の交付の対象となる国指定文化財等及び東京都指定文化財(以下「都指定文化財」という。)、八王子市指定文化財(以下「市指定文化財」という。の)の種類及び当該補助事業にかかる補助金の交付対象となる者(以下「補助事業者」という。)は別表1に掲げるとおりとする。ただし、次に掲げる団体又は個人は、この要綱に基づく補助事業者としない。

- 一 行政機関及びそれに類する団体等。
- 二 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)
- 三 暴力団員等(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。)
- 四 法人その他の団体の代表者、役員または従業員もしくは構成員に暴力団員等に該当する者がいる団体。

補助金等の額(率)

第3条 前条の規定による補助事業等に係る補助金等の額は、予算の範囲内において、別表1右欄に定めるとおりとする。

なお、補助事業等の経費及び補助金等の額は、1,000円未満の端数を切り捨てるものとする。

交付要望

第4条 補助事業者等が補助金等の交付の要望をしようとするときは、補助金等交付要望書(第1号様式)に、次に掲げる書類を必要により添えて、提出期限までに市長に提出しなければならない。

- 一 見積書等の補助事業等の経費の算定根拠となる書類。
- 二 設計仕様書又は設計図面等の補助事業等の内容がわかる書類。
- 三 補助対象文化財等の現状がわかる写真、見取り図等

2 前項の規定にかかわらず、補助事業等を止むを得ず市の会計年度途中において開始する場合においては、補助事業者等は、当該事業開始前なるべく速やかに、前項の規定に準じ補助金等の交付の要望を行うことができる。

内示通知

第5条 市長は、前条の規定による補助金等の交付の要望があったときは、要望書の記載事項及び関係書類について審査し、必要に応じて実態調査等を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による審査等の結果、補助金等の交付を適当と認めたときは、当該補助金等の予算措置を行い当該予算の議決後、速やかに補助金等交付内示通知書(第2号様式)により補助事業者等にその旨を通知するものとする。

交付申請

第6条 補助事業者等は、前条第2項の規定による内示通知を受けたときは、規則第6条第1項の規定によ

る補助金等交付申請書(第3号様式)に次に掲げる書類を添えて速やかに市長に提出するものとする。

一 補助対象事業計画書

仕様書又は設計図面等事業の内容がわかる書類を添付すること。

二 予算書

見積書等の経費の算出根拠となる書類を添付すること。

三 収支計画書

四 補助対象文化財等の現状がわかる写真、見取り図等

五 その他参考となる資料

- 2 補助事業者等は、規則第6条第2項の規定により、補助事業等の目的及び内容により、市長が特に認めた場合には、前項に規定する申請書に添付する書類の全部又は一部を省略することができる。

交付決定及び通知

第7条 市長は、前条の規定により補助金等交付申請を受けたときは、規則第7条第1項の規定に準じ、当該申請に係る書類等を審査し、必要に応じて実態調査等を行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定による審査等の結果、補助金等の交付を適当と認めたときは、速やかに補助金等の交付を決定し、補助金等交付決定通知書(第4号様式)により補助事業者等にその旨を通知するものとする。

交付条件

第8条 市長は、条例第10条第2項及びこれを準用する条例の規定並びに規則第8条の規定により、前条の規定による交付決定に際し、補助金等に係る予算の執行の適正を図るため必要があると認めるときは、別紙のとおり条件を付するものとする。

- 2 前項に規定される条例第10条第2項及びこれを準用する規定は、都指定文化財、国指定文化財及び市長が認めた文化財において、これを準用する。

補助対象者等の責務

第9条 補助事業者等は、規則第9条の規定のほか、次の責務を負う。

- 一 補助事業者等は、補助金等の交付の決定をした年の市の会計年度末までに補助事業等を完了しなければならない。
- 二 補助事業者等は、補助事業等に係る収入及び支出を記載した帳簿その他の関係書類を当該補助事業等の属する市の会計年度終了後5年間整理保存しなければならない。

内容変更等の承認

第10条 補助事業者等は、規則第10条第1項第一号の規定により、補助事業等の内容又は経費の配分を変更しようとするとき又は規則第10条第1項第二号の規定により、補助事業等を中止し、又は廃止しようとするときは、補助事業等計画変更等承認申請書(第5号様式)に変更等の内容がわかる書類等を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、規則第7条第1項の規定に準じ、当該申請書等を審査し及び必要に応じて行う実態調査等により、第7条第2項による交付決定の補助金等の額を変更する必要があると認めたときは、これを変更して交付決定を行い又は第7条第2項による交付決定を中止又は廃止する必要があると認めたときは、これを中止又は廃止を決定し、補助金等交付変更等承認通知書(第6号様式)により補助事業者等にその旨通知するものとする。

事故報告等

第11条 補助事業者等は、規則第11条の規定により補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び今後の当該補助事業等の遂行の見通し等を書面により市長に報告し、その処理について指示を受けなければならない。

実績報告

第12条 補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、当該完了日から1ヶ月以内または当該補助事業

等の交付決定日が属する市の会計年度の出納整理期間中速やかに補助事業等実績報告書(第7号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。ただし市長が特に必要と認めたときは、報告期限を1月間に限って延期することができる。

一 事業報告書

補助事業等の成果を証する書類、写真、図面等を添付すること。

二 決算書

請求書又は領収書等の写しを添付すること。

三 その他参考資料

- 2 補助事業者等は、補助事業等の目的及び内容により、市長が特に認めた場合には、前項に規定する申請書に添付する書類の全部又は一部を省略することができる。

補助金等の額の確定

第13条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、規則第13条の規定に準じ、実績報告書等の審査及び必要に応じて行う実体調査等により、補助事業等の成果が補助金等の交付決定の内容及び通知に付した条件に適合するものであると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金等確定通知書(第8号様式)により補助事業者等にその旨を通知するものとする。

是正のための措置

第14条 市長は、前条に規定する審査及び調査等の結果、補助事業等の成果が補助金等の交付決定の内容及び通知に付した条件に適合しないと認めたときは、当該補助事業等について、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

- 2 第12条の規定は、前項の命令により補助事業者等が必要な措置をした場合について準用する。この場合において、同条中「1月以内に」とあるのは「直ちに」と読み替えるものとする。

交付決定の取り消し

第15条 市長は、補助事業者等が条例第11条第1項の各号の一及びこれを準用する条例の規定並びに規則第15条第1項の各号の一に該当した場合には、補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 前項の規定は、規則第15条第2項の規定により、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 市長は、規則第15条第3項の規定により、第1項の規定による取り消しをしたときは、速やかに補助金等交付取消通知書(第9号様式)により補助事業者等にその旨を通知するものとする。

補助金等の返還

第16条 市長は、前条の規定により、補助金等の交付決定を取り消した場合又は第13条の規定により補助金等の額を確定した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分又は確定額を超える補助金等に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

財産の処分の制限

第17条 補助事業者は補助事業により取得し、または効用を増加した財産を、この補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付または担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

- 2 補助事業者は、前項の規定により市長の承認を受けて当該財産を処分した場合には、当該補助金等の額の合計額から当該補助事業等が行われた後当該補助対象文化財の保存及び活用等のため補助事業者等の費した金額を控除して得た金額を市に納付しなければならない。
- 3 前項に規定する「補助金等の額」は、条例第13条第2項及びこれを準用する条例の規定を準用する。
- 4 市長は、条例第13条第3項の規定及びこれを準用する条例の規定により、補助事業等が行われた後、当該市指定文化財を市に譲り渡した場合その他特別の事情がある場合には、第1項の規定により納付すべき金額の全部又は一部を免除することができる。
- 5 前三項の規定は、都指定文化財、国指定文化財及び市長が認めた文化財について、これを準用する。

附 則

この要綱は平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和8年4月1日から施行する。

別表 1

区分	種類	補助対象事業	補助事業者	補助金の額(率)
国指定文化財等	有形文化財	文化財保存事業費関係補助金交付要綱(昭和54年5月1日文化庁長官裁定)等に基づき国庫補助事業として交付決定された事業	国庫補助金の交付決定を受けた個人・団体	国庫補助対象経費の1/10以内
	有形民俗文化財			
	無形文化財・民俗文化財・無形民俗文化財	文化財保存事業費関係補助金交付要綱(昭和54年5月1日文化庁長官裁定)等に基づき国庫補助事業として交付決定された事業	無形文化財及び無形民俗文化財の保持者又は保持団体	国庫補助対象経費の1/10以内
		保存伝承・普及活用に関する事業		別に定める額
	史跡・旧跡・名勝・天然記念物等	文化財保存事業費関係補助金交付要綱(昭和54年5月1日文化庁長官裁定)等に基づき国庫補助事業として交付決定された事業	国庫補助金の交付決定を受けた個人・団体 ※但し、地方公共団体を除く。	国庫補助対象経費の1/10以内
都指定文化財	有形文化財	東京都文化財保存事業費補助金交付要綱(平成13年3月14日東京都教育庁決定)等に基づき、都補助事業として交付決定をされた事業	都補助金の交付決定を受けた個人・団体	都補助対象経費の1/10以内
	有形民俗文化財			
	無形文化財	東京都文化財保存事業費補助金交付要綱(平成13年3月14日東京都教育庁決定)等に基づき、都補助事業として交付決定をされた事業	都補助金の交付決定を受けた保持者又は保持団体	都補助対象経費の1/10以内
		保存伝承・普及活用に関する事業	無形文化財の保持者又は保持団体	別に定める額
	無形民俗文化財	東京都文化財保存事業費補助金交付要綱(平成13年3月14日東京都教育庁決定)等に基づき、都補助事業として交付決定をされた事業	都補助金の交付決定を受けた無形民俗文化財の保持者又は保持団体	都補助対象経費の1/10以内
	勝・史跡・旧跡・名勝・天然記念物	東京都文化財保存事業費補助金交付要綱(平成13年3月14日東京都教育庁決定)等に基づき、都補助事業として交付決定をされた事業	都補助金の交付決定を受けた個人・団体	都補助対象経費の1/10以内

市指定文化財	1. 保存、修理、復旧等に関する事業 2. 滅失、き損、亡失、盗み取られること等から防ぐための施設整備に関する事業 3. 滅失、き損、亡失、盗み取られること等から防ぐための施設の維持管理に関する事業 4. 保存伝承に必要な道具等の補修整備に関する事業	所有者(団体)および管理責任者	補助事業等経費のうち8/10以内で700万円を超えない額。※但し市長が特に認めた場合はこの限りでない。
	5. 広く一般に公開活用するために常に良好な状態に保つための定期的な保守点検等に関する事業 6. 保存伝承もしくは普及活用に必要な記録の作成、伝承者の要請その他保存伝承普及のためにとられる措置等に関する事業	所有者および管理責任者、または文化財の保持者および保持団体	別に定める額
	7. 特に市長が認めた事業	所有者および管理責任者、または文化財の保持者および保持団体	補助事業等の経費の8/10以内